

## 第4章 広域化の基本理念と基本方針

### 1 基本理念

2市2町で構成する第1小ブロックが行う資源循環型社会における、安全で環境にやさしいごみ処理は、住民、事業者、行政が共に手を携え、協働愛を持つことにより、進むべき方向を「共に考え」、地域づくりを「共に担う」、地域の皆が自立と共助の精神を持ち、この地域独自のシステムを構築することで実現するものとする。

### 2 基本方針

循環型社会の形成に向けて、基本理念のもと住民・事業者・行政が協働し、それぞれが責任ある自主的な行動によって、一般廃棄物の「排出抑制」、「資源化」をできる限り推進する。その上で、基本方針として、次に示す8つの方針を基にごみ処理広域化の推進を図る。

(1) 迅速、安全、環境にやさしいごみ処理の実現

(2) 減量化、資源化の拠点として、ゼロ・エミッションを目標とした施設の実現

(3) 地域との調和を考慮し、地域に密着した（コミュニティ型）施設の実現

(4) ごみ処理時に発生する熱エネルギーを有効に回収し、積極的に発電・売電できる施設の実現

(5) ごみ処理後の残渣を可能な限り有効活用する再資源化システムの構築

(6) 公平性を基本とした運用・費用分担の構築

(7) 最終処分量を極力削減する施設の実現

(8) 経済性に優れた施設の実現と運営